

インフルエンザ 出席停止期間早見表

※「発症」とは、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日のことです。病院を受診したときに医師に経過を話し、発症日を確認してください。発症した日は「0日目」となります。

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に日付を当てはめて確認してください。

／ に日付を入れて算出する		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
例1	発症当日に熱が下がった場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例3	発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可能		
例4	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能		
例5	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能	
例6	発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。

インフルエンザによる出席停止期間の基準の根拠について

学校保健安全法施行規則 第三章 感染症の予防(出席停止の期間の基準)

第十九条 二

イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。